（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第六条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） **第二十五条**　被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　氏名、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四　（略） 五　世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 2　（略） （負担割合証の交付等） **第二十八条の二**　（略） 2・3　（略） 4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一　次に掲げる事項 イ　氏名、生年月日及び住所 ロ・ハ　（略） 二　（略） 5・6　（略） （高額介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四**　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一　当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二　（略） 2・3　（略）	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出） **第二十五条**　被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　氏名、性別、現住所、従前の住所及び個人番号 三・四　（略） 五　世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄 2　（略） （負担割合証の交付等） **第二十八条の二**　（略） 2・3　（略） 4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一　次に掲げる事項 イ　氏名、性別、生年月日及び住所 ロ・ハ　（略） 二　（略） 5・6　（略） （高額介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四**　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一　当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号 二　（略） 2・3　（略）